令和８年 10 月 23 日改定
いじめ防止対策委員会

学校いじめ防止基本方針（富士市立原田小学校）

はじめに

いじめは、どのような理由があろうとも絶対に許されない行為です。しかし、どの子どもにも、どこにでも起こりうることを踏まえ、すべての子どもに向けた対応が求められます。 いじめられた子どもは心身ともに傷ついています。その大きさや深さは、本人でなければ実感できません。 いじめた子どもや周りの子どもが、そのことに気付いたり、理解しようとしたりすることが大切です。いじめが重篤になればなるほど、状況は深刻さを増し、その対応は難しくなります。そのため、いじめを未然に防止することが最も重要です。 学校は、児童生徒が安心できる、自己存 在感や充実感を感じられる場所を提供すること、そして、主体的に取り組む共同的な活動を通して、他者から認められ、他者の役に立っているという、自己有用感を育んでいかなければなりません。いじめが発見された場合には、まずいじめられた児童生徒、あるいは保護者の思いを受け止め、同じ立場に立って寄り添う事が大切です。そして、深刻な事態にならないように、学校、家庭、地域等が協力し、いじめられた子どもへの支援はもちろんのこと、いじめた子どもや周りの子どもへの指導など、状況を十分に把握した上で、具体的な取り組みを確認し、速やかに対応していくことが求められています。 また、状況に応じては、警察や児童相談所、医療機関、教育委員会などの関係機関等と連携することも必要です。 以上の考えにより、本方針を策定します。

第 １ いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

１ いじめ防止等の対策に関する基本理念

- いじめは、全ての児童生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
- 全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら見過ごすことがないよう、いじめ防止等の対策は、いじめがいじめを受けた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。
- いじめ防止等の対策は、いじめられた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、市及び教育委員会、学校、地域住民、家庭その他の関係者並びに関係機関の連携の下、いじめの問題を解消することを目指して行わなければならない。

２ いじめの定義

いじめとは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいいます。

※「児童等」とは、児童生徒のことです。

※「一定の人的関係」とは、学校を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ、子ども会、地域活動等、当該児童生徒が関わっている仲間や 集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指します。

※「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどです。

いじめの表れとして、以下のようなものが考えられます。

・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる（陰口も含む）
・仲間はずれ、集団から無視をされる
・軽く体を当てられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
・体当たりされたり、叩かれたり、蹴られたりする
・金品をたかられる
・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
・嫌なことや恥ずかしいこと､危険なことをされたり､させられたりする
・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

一つ一つの行為がいじめに当たるかどうかの判断は、いじめられた子どもの立場に立つことが必要です。また、いじめには様々な表れがあることに気を付けて、いじめであるかを判断する際に、「心身の苦痛を感じているもの」だけでなく、苦痛を表現できなかったり、いじめに本人が気付いていなかったりする場合もあることから、その子や周りの状況等をしっかりと確認することも必要です。

３ いじめに対する理解の重要性

いじめは、どの子どもにも、どこにでも起こりうるものです。とりわけ、嫌がらせや無視、陰口等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの子どもが入れ替わりながら、被害（いじめられる側）も加害（いじめる側）も経験します。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は心身に重大な危険が生じる可能性があります。

国立教育政策研究所によるいじめ追跡調査の結果によれば、「暴力を伴わないいじめ」（仲間はずれ・無視・陰口）について、小学校４年生から中学校３年生までの６年間で、いじめられた経験を全く持たなかった子どもは１割程度、いじめた経験を全く持たなかった子どもも１割程度であり、このことから、多くの子どもが入れ替わり、いじめられる側やいじめる側の立場を経験していると考えられます。 加えて、いじめた・いじめられたという２つの立場の関係だけでなく、学級や部活動等の所属する集団において、規律が守られなかったり問題を隠すような雰囲気があったりすることや、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする子どもがいるなど、「傍観者」として周りで見て見ぬ振りをして関わらない子どもがいることにも気を付ける必要があります。

４ いじめ防止等に関する基本的な考え方

（１）いじめ防止及び早期発見

より根本的ないじめの問題解消のためには、全ての児童生徒を対象としたいじめの未然

防止の観点が重要であり、全ての児童生徒を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、学校組織・関係者が一体となった継続的な取組が必要です。

いじめは、どのような理由があろうとも絶対に許されない行為です。しかし、どの子どもにも、どこでも起こりうることを踏まえ、全ての子どもに向けた対応が求められます。いじめられた子どもは心身ともに傷ついています。その大きさや深さは、本人でなければ実感できません。

いじめた子どもや周りの子どもが、そのことに気付いたり、理解しようとしたりすることが大切です。いじめが重篤になればなるほど、状況は深刻さを増し、その対応は難しくなります。そのため、いじめを未然に防止することが最も重要です。

いじめの未然防止のためには、いじめが起こりにくい人間関係をつくり上げていくことが求められます。社会全体で、健やかでたくましい子どもを育て、心の通い合う、温かな人間関係の中で、いじめに向かわない子どもを育てていきます。

「地域の子どもは地域で育てる」という考えの下、学校や家庭だけでなく、社会総がかりで、いじめの未然防止に取り組みます。

（２）いじめへの対処

いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し詳細を確認した上で、いじめたとされる児童生徒に対して事情を確認し適切に指導する等、組織的な対応を行います。また、家庭への連絡や教育委員会への報告、事案に応じ関係機関との連携を図るようにします。

このため、教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深め、また、学校における組織的な対応を可能とするための体制を整備します。

（３）地域や家庭、関係機関との連携について

社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すために、学校関係者と地域、家庭との連携が必要です。例えば、PTA や地域の関係団体等と学校関係者が、いじめの問題について協議する機会を設けたり、学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）や学校評議員制度を活用したりするなど、いじめの問題について地域、家庭と連携した対策を推進します。

また、より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするために、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築します。いじめ問題の対応においては、例えば、学校や教育委員会において、いじめる児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局等）との適切な連携が必要であり、平素から、学校や教育委員会と関係機関の担当者とが情報交換を行うようにします。

第２ いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

１ いじめの防止等のために市・市教育委員会が実施する施策

（１） いじめ防止等のための組織の設置

① 富士市いじめ問題対策連絡協議会

構成員：学校関係者・関係行政機関の職員・市の職員・その他教育委員会が必要とする者

②富士市いじめ問題対策推進委員会

構成員：（富士市いじめ問題再調査委員会第１条に基づき）法律・医療・心理・福祉又は教育に関する専門的な知識を有する者

③富士市いじめ問題再調査委員会

構成員：（富士市いじめ問題再調査委員会第１条に基づき）法律・医療・心理・福祉又は教育に関する専門的な知識を有する者

２ いじめの防止等のために学校が実施する施策

（１）学校いじめ防止基本方針の策定

学校は、国・県・市のいじめ防止基本方針等を参考にして、自らの学校として、どのようにいじめの防止等の取組を行うかについて基本的な方向や取組の内容等を「学校いじめ防止基本法」として定めるものとする。

（２）学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

原田小学校は、いじめ防止等の対策のために、いじめ防止対策委員会・拡大いじめ防止対策委員会の組織を置きます。これらの組織は、いじめの相談・通報窓口でもある。

＜いじめ防止対策委員会（以下、委員会）＞

構成員：校長、教頭、教務主任、各学年主任、生徒指導主任、担任、養護教諭

＜拡大いじめ防止対策委員会（以下、拡大委員会）＞

構成員：いじめ防止対策委員、ＰＴＡ会長・副会長、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、富士警察署サポートセンター、青少年相談所、学校教育課等

（３）学校におけるいじめ防止等に関する措置

いじめ防止対策委員会や拡大委員会のほかに、いじめの芽をキャッチするために次の会を設置し、日頃より、児童の情報交換を行うこととします。

＜児童の実態を把握する会＞・・・毎月１回（職員会議時）

構成員：全職員

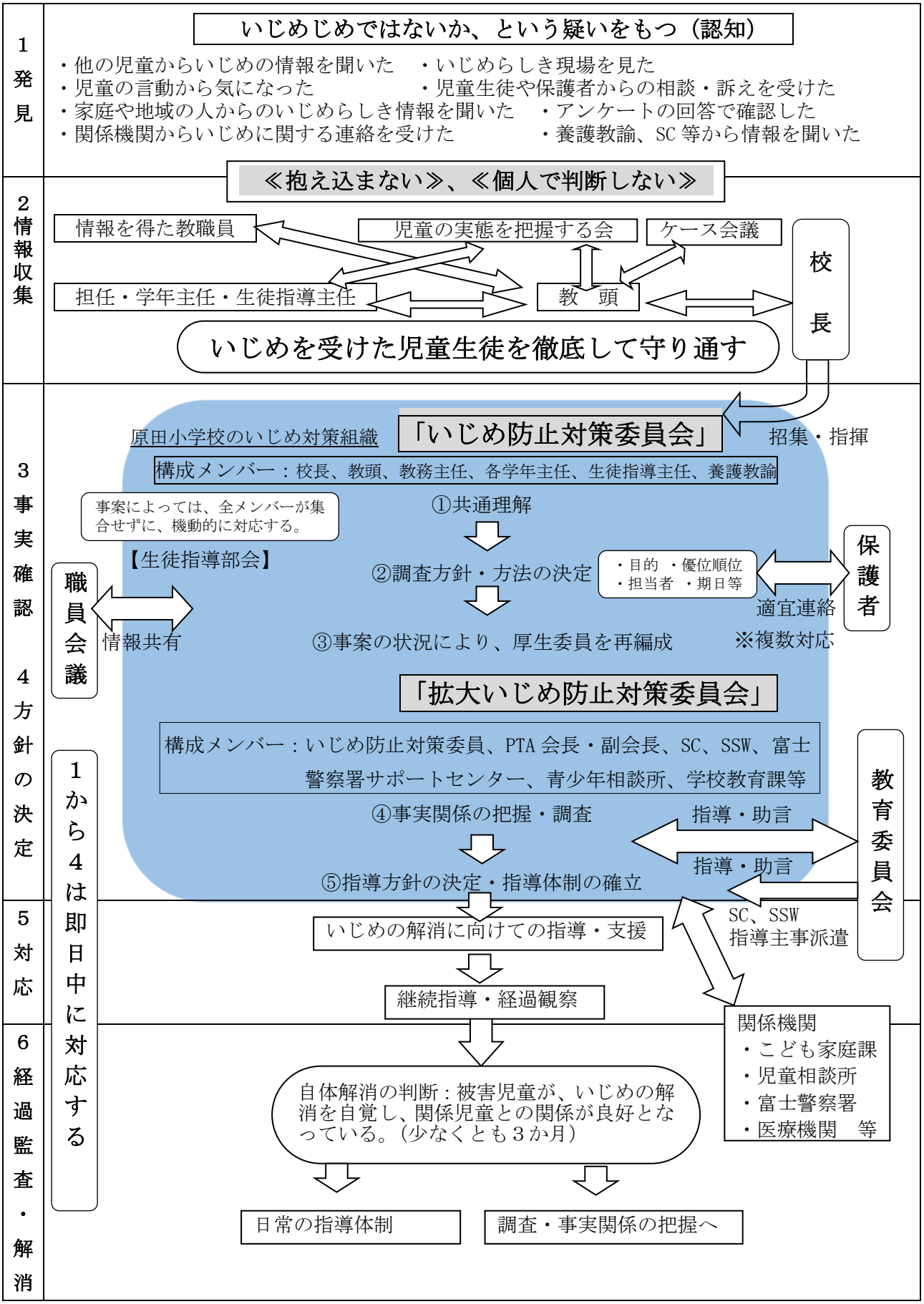
＜生徒指導部会＞・・・毎月１回以上

構成員：生徒指導主任、各学年の教員（生徒指導部員）

＜ケース会議＞

構成員：校長、教頭、教務主任、各学年主任、生徒指導主任、養護教諭、該当児童の学級担任。状況に応じて、保護者、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、富士警察署サポートセンター、青少年相談所、学校教育課等

【いじめ発生時の組織図】


1 発見
いじめじめではないか、という疑いをもつ（認知）
・他の児童からいじめの情報を聞いた　・いじめらしき現場を見た
・児童の言動から気になった　・児童生徒や保護者からの相談・訴えを受けた
・家庭や地域の人からのいじめらしき情報を聞いた　・アンケートの回答で確認した
・関係機関からいじめに関する連絡を受けた　・養護教諭、SC 等から情報を聞いた
2 情報収集
≪抱え込まない≫、≪個人で判断しない≫
情報を得た教職員
児童の実態を把握する会
ケース会議
担任・学年主任・生徒指導主任
教　頭
校長
いじめを受けた児童生徒を徹底して守り通す
3 事実確認 4 方針の決定
原田小学校のいじめ対策組織
「いじめ防止対策委員会」
招集・指揮
構成メンバー：校長、教頭、教務主任、各学年主任、生徒指導主任、養護教諭
事案によっては、全メンバーが集合せずに、機動的に対応する。
①共通理解
【生徒指導部会】
②調査方針・方法の決定
・目的　・優位順位
・担当者　・期日等
保護者
適宜連絡
職員会議
情報共有
③事案の状況により、厚生委員を再編成
※複数対応
「拡大いじめ防止対策委員会」
構成メンバー：いじめ防止対策委員、PTA 会長・副会長、SC、SSW、富士警察署サポートセンター、青少年相談所、学校教育課等
④事実関係の把握・調査
指導・助言
指導・助言
教育委員会
⑤指導方針の決定・指導体制の確立
1から4は即日中に対応する
5 対応
いじめの解消に向けての指導・支援
SC、SSW
指導主事派遣
継続指導・経過観察
関係機関
・こども家庭課
・児童相談所
・富士警察署
・医療機関　等
6 経過監査・解消
自体解消の判断：被害児童が、いじめの解消を自覚し、関係児童との関係が良好となっている。（少なくとも３か月）
日常の指導体制
調査・事実関係の把握へ

3 学校におけるいじめの防止等に関する措置（いじめ防止等のための対策）

（1） 人権教育の推進

教育活動全体を通じて、人権教育や道徳教育や人間関係づくりを行っていきます。

①人権教育年間指導計画の作成（学級経営、道徳教育、各教科、特別活動等）をし、教育活動全体を通じて人権教育を推進していきます。

②いじめについての道徳の授業を必ず実施し、道徳教育の推進をします。

③i-check または人間関係づくりプログラムを計画的に実施し、活用していきます。

④グループエンカウンター（年間 7 回）による人間関係の改善に努めます。

（2）子どもの自主的活動の場の設定

学級活動や児童会活動など、子どもが自主的にいじめについて考える機会を設けるために次のような取り組みを行っていきます。

①児童会を中心に、児童同士の絆づくりの活動を実施します。

②グループエンカウンターを通して、共に認め合い、理解し合える場を設定します。

③昼休みの時間を長く設け、子どもの関わり合いの場を増やします。

④「さん」「くん」を付けで呼び合い、互いの人権を尊重します。

（3）保護者や地域への啓発

子どもの様子に目を配り、いじめに関する情報収集を行い、保護者や地域へ啓発していくために次のような取り組みを行っていきます。

①学級懇談会等で、児童のあらわれを伝えていきます。

②アンケートから捉えた児童の様子を学校便りで発信していきます。

③学校ホームページにて、いじめ防止基本法に基づいた児童への取り組みを伝えていきます。

④地域ボランティアと連携をとり、情報交換を行っていきます。

⑤民生児童委員や学校運営協議会委員、ふれあい協力員と連携し、協力を求めていきます。

（4） いじめに関する教職員の研修

教職員に対し、事例検討などの研修を計画的に行っていきます。

①静岡県教育委員会発行の「人権教育の手引き」を活用した校内研修を行っていきます。(人権感覚の高揚)

②人権教育の研修会に参加します。

上記を行うことで、教職員自身の言動を見直し、子ども一人一人を大切にしていきます。

（5）いじめの早期発見・早期対応

いじめの早期発見・早期対応のために、次のような取り組みを行っていきます。

①子どもに対する日常的な観察を基盤に、定期的なアンケート調査（３回以上）や教育相談（あのねタイム、毎週金曜日昼休み）を行っていきます。

・定期的なアンケート（いじめアンケート）

②人間関係づくりプログラムアンケートや i-check アンケートを分析します。

（6） 保護者や地域の方々からの情報収集を行っていきます。

①担任による教育相談（年５回）を実施していきます。また、決められた教育相談以外にも、子どもの様子から率先して教育相談を実施していきます。

・教育相談（年５回）

②スクールカウンセラーによる教育相談を実施していきます。

③地域の会合や行事に参加し、情報収集や信頼関係づくりに努めていきます。

（７）いじめに対する措置

いじめの相談を受けたり、子どもがいじめを受けていると思われたりするときは、次のような措置を取ります。

①いじめの情報を受けた場合は、直ちに委員会を開きます。

②いじめが確認された場合は、委員会が中心となり、組織的な対応に努めます。

ア　関係児童の実態把握をするときは、時間と場所、話し方に十分配慮して情報収集を行います。また、個々の行為がいじめにあたるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童の側になって行うことに留意します。

イ　休み時間、清掃時間も教師が児童の把握を行うことができるようにしていきます。

③いじめられた児童・生徒への配慮

ア いじめを受けている児童の安全確保を行っていきます。

イ いじめを受けた子どもとその保護者に対する支援を行っていきます。

ウ いじめを受けた子どもの保護者との間で争いが起こることのないよう、保護者と情報を共有するなどの必要な措置をとっていきます。

④いじめた児童・生徒への処置

ア 校長および教員は、いじめを行った子どもに対して、教育上必要があると認めるときは、人格の成長を促すために、適切に、懲戒を加えることもあります。

イ いじめを受けた子どもが安心して教育を受けられるようにするために、いじめを行った子どもを、いじめを受けた子どもが使用する教室以外の場所で学習を行わせることもあります。

第３ 重大事態への対処

（１） 教育委員会又は学校による調査

いじめの重大事態については、「国・県の基本方針」及び「いじめ重大事態の調査に関するガイドライン（いじめ防止対策推進法）により、適切に対応します。

※重大事態の意味

・いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

・いじめにより、当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。（欠席日数：年間 30 日を目安）

調査結果は、市教委が市長へ報告するとともに、市教委または学校が、調査結果をもとに重大事態の事実関係などの情報を、いじめを受けた子ども及びその保護者に提供します。

（２）重大事態の報告

重大事態が発生した場合には教育委員会に報告し、市教委の指示に従い調査を行います。調査組織が教育委員会（富士市いじめ問題対策委推進委員会）の場合は、積極的に資料提供するなど全面協力し、学校の場合は市教委指導の下、学校いじめ対策組織に指導主事、 スクール

ソーシャルワーカー、学校評議員、PTA 代表等の学校外の委員を加え、公平性・中立性の確保に努めた構成とし、事態への対処や同種の事態の防止に向け、客観的な事実関係を明確にするために調査します。

（3）各対応

ア 児童生徒対応（担当：生徒指導主任）

いじめを受けた子どもやいじめた子の人権に配慮しながら、臨時全校集会等を開いて、子どもたちに分かる言葉で説明・指導を行うようにします。

イ 保護者対応（担当：教頭）

臨時保護者会を開催し、状況や対応などの説明を行うようにします。

ウ 警察対応（担当：教頭）

警察と連携し、早期対応に努めていきます。

第４ ネット上のいじめの対応

（1） ネット上のいじめの定義

スマートフォン・携帯電話やパソコン、携帯ゲーム機（Switch 等）を利用して、特定の児童の 悪口や誹謗中傷などをネット上（Web サイト等）に書き込む、メールを送る、無料通信アプリ（LINE 等）に書き込む、特定の児童生徒が嫌がる動画や写真などを動画・写真共有サイトなどへ投稿するなどの方法により、いじめを行うもの。

（2）ネット上のいじめの未然防止

ア 学校での情報モラル授業

学級活動、道徳科、総合的な学習の時間、各教科等の年間計画に、情報モラル教育を位置付けて、その充実を図る。また年間で計画されている情報教育サポート員の来校日に合わせて、年に 1 回以上は情報モラル授業を計画し実施する。

イ 保護者へ協力

PTA 総会や授業参観日の前後の時間を利用して、学校職員や情報サポート員、または NTT ドコモなどの情報の専門家等を招き、情報モラルについての講演などを開いて、子どもが正しく情報機器を使用できるように、保護者の意識を高める。また、学級懇談会や学年懇談会の時に、 携帯やパソコン等の使用について、家庭内で考える機会を作ってもらうことを伝え、使い方のルール等を決めてもらう。

（3）早期発見・早期対応

ネット上のいじめを発見した場合、①誹謗・中傷を書き込むことは、「いじめ」であり、決して許されない行為であること、②匿名で書き込みを行った個人は必ず特定されること、③書き込みが悪質な場合は犯罪となり、警察に検挙されること、をいじめた児童生徒及び保護者に伝える。その後以下の対応を取る。

ア 事実を把握する

・被害にあった児童や関係している児童から詳細を聞き取り、事実を確認する。

・児童に心当たりのない画像や動画が勝手にネット上に掲載されているなどの情報が入った

場合は、情報教育サポート員等の協力を得て、掲載情報を確認する。また確認した情報に関しては、スクリーンショットなどで画像を保存・印刷し、被害にあった児童や保護者にその画像等を見てもらい、事実を確認する。

イ　書き込み削除を迅速に行う

・書き込みを削除した場合、児童及び保護者に、書き込みの削除をした事実を確認してもらう。

・当事者による削除ができない場合は、サイトの管理者等に削除依頼をする。

・上記の方法でも削除されない場合は、警察又は法務局等に相談する。

第５ いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも以下の２つの要因が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じて、他の事情も勘案して判断する。

（１）いじめに係る行為が止んでいること 被害児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)が止んでいる状態が相当の期間継続していること。

この相当の期間とは、少なくとも３か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、より長期の期間を設定する。

（２）被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと いじめが解消しているかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。また、被害児童生徒本人及び保護者に対して、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する必要があること。

さらに、学校は、いじめの解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保しなければならない。

第６　いじめ防止等のための年間計画

時期	活動内容	対象		
		児童	教職員	保護者等
４月	いじめ対策委員会①・校内研修①・関係機関への説明（いじめ防止対策基本方針について、いじめ防止啓発強調月間（４～５月）の取組提案）		○	
	始業式（学校いじめ防止基本方針について説明）	○		
	入学式（学校いじめ防止基本方針について説明）	○		○
	道徳授業実践研修（いじめ問題に関するテーマ）	○	○	
５月	いじめ対策委員会②（いじめアンケート実施における留意点等）		○	
	学校運営協議会（学校いじめ防止基本方針について説明）			○
６月	教育相談①	○		○
	いじめアンケート実施①	○		
７月	教育相談②	○		○
８月	校内研修①（静岡版 SEL の実践方法について）		○	
９月	教育相談③	○		○
	学校運営協議会②（授業参観、スマホ活用ルールへの理解と協力依頼）			○
10 月	保護者面談①		○	
	いじめアンケート実施②	○		
11 月	教育相談④	○		○
12 月	教育相談⑤	○		○
１月	いじめアンケート実施③	○		
２月	校内研修②（学校評価アンケートを基にした取組の確認、年間の総括）		○	
	いじめ対策委員会③（学校いじめ基本方針の見直しと次年度の計画立案）		○	
３月	保護者面談②			○
	学校運営協議会③（学校評価アンケートを基にした取組の確認）			○

第７　相談窓口について

富士市内の主な相談窓口

・いじめＳＯＳ（富士市ウェブサイト内）
　ＵＲＬ：https://www.city.fuji.shizuoka.jp/1005330000/p002273.html
・ほっとデジタル相談・ふじ
　ＧＩＧＡタブレットのＬ－Ｇａｔｅ内のリンク
・子どもなんでも相談（家庭児童相談室）
　電話：0545-55-2764
　受付時間：月曜日～金曜日　8：30～17：15
・青少年相談センター
　電話：0545-52-4152
　受付時間：月曜日～金曜日　9：00～16：00（来所相談は要予約）
・富士市教育委員会学校教育課
　電話：0545-55-2869
　受付時間：月曜日～金曜日　8：30～17：15

静岡県および全国の主な相談窓口

・24 時間子供ＳＯＳダイヤル
　電話：0120-0-78310
　受付時間：24 時間・365 日
・教育相談ハロー電話「ともしび」
　電話：055-931-8686
　受付時間：平日（年末年始を除く）　10：00～17：00
・ＬＩＮＥじんけん相談
　受付時間：月曜日～金曜日　8：30～17：15



・静岡県警少年サポートセンター
　電話：080-1605-0774
　受付時間：平日　8：30～17：15